

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

1 農薬・化学肥料不使用栽培農産物の場合

〔農薬を一切使用しない場合、  
天敵又は特定防除資材を使用した場合〕

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬	：栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	：栽培期間中不使用
栽培責任者	
住所	
連絡先	TEL
確認責任者	
住所	
連絡先	TEL
精米確認者	
住所	
連絡先	TEL

〔有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の  
節減対象外の農薬を使用した場合〕

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬	：栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	：栽培期間中不使用
栽培責任者	
住所	
連絡先	TEL
確認責任者	
住所	
連絡先	TEL
精米確認者	
住所	
連絡先	TEL

2 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物の場合

〔農薬を一切使用しない場合、  
天敵又は特定防除資材を使用した場合〕

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬	：栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	：当地比〇割減
栽培責任者	
住所	
連絡先	TEL
確認責任者	
住所	
連絡先	TEL
精米確認者	
住所	
連絡先	TEL

〔有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の  
節減対象外の農薬を使用した場合〕

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬	：栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	：当地比〇割減
栽培責任者	
住所	
連絡先	TEL
確認責任者	
住所	
連絡先	TEL
精米確認者	
住所	
連絡先	TEL

3 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物の場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬：当地比〇割減  
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用

栽培責任者  
住所  
連絡先 TEL

確認責任者  
住所  
連絡先 TEL

精米確認者  
住所  
連絡先 TEL

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
		回 回

4 農薬・化学肥料節減栽培農産物の場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬：当地比〇割減  
化学肥料(窒素成分)：当地比〇割減

栽培責任者  
住所  
連絡先 TEL

確認責任者  
住所  
連絡先 TEL

精米確認者  
住所  
連絡先 TEL

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
		回 回

5 インターネット（ホームページのアドレス等の表示）を活用して表示を行う場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬：当地比〇割減  
化学肥料(窒素成分)：当地比〇割減

栽培責任者  
住所  
連絡先 TEL

確認責任者  
住所  
連絡先 TEL

精米確認者  
住所  
連絡先 TEL

(節減対象農薬の使用状況)  
<http://www.....jp/>

QRコード

ホームページのアドレス等情報の入手方法を記載する。

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
		回 回

(注1) 栽培管理票中の「特別栽培農産物」名称は、「特別栽培〇〇」の名称も使用してもよい。

なお、〇〇とは、農産物の一般的名称とする(例：特別栽培米、特別栽培トマト等)。

(注2) 使用資材名は、主成分を示す一般的名称を記載する。

(注3) 節減対象農薬の使用回数は、有効成分数の使用回数を記載する。

(注4) 認証登録を受けた農産物(玄米を小分け販売する場合は除く)は、栽培責任者及び確認責任者を記載する。認証登録を受けた玄米を小分け販売する場合やとう精登録を受けた精米は、栽培責任者、確認責任者及び精米確認者を記載する。